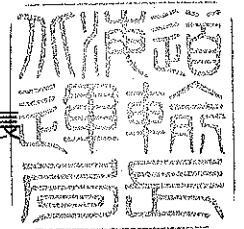




北交消第38号
平成24年3月7日

北海道経済連合会会長 様

北海道運輸局長



優良運輸事業者の積極的活用について（依頼）

平素から運輸行政につきましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

運輸事業における第一の使命は「安全・安心」な運輸サービスの提供であることから、国といたしまして「安全の確保」、「環境対策の推進」を最重要課題として取り組んでいるところです。他方、規制緩和後、多数の新規事業者が参入したことにより、事業者間において「安全・環境」に対する意識・取組のレベルの差が拡大しています。中には最低限の法的義務すら遵守せず、ずさんな運営を行っている事業者もあります（別紙1参照）。国土交通省としては、関係官署とも連携して厳正な安全監査を実施し、法令違反を確認した場合は、行政処分を行うこと等により是正を図っているところですが（別紙2参照）、貸切バス、トラック等では事業者の数が多いため、対応が十分に及ばない面があります。

このようにいわば玉石混淆の状況の中で、関係事業者団体等におきましては安全面、環境面で優良な事業者を認定・認証する制度が実施されております（別添及び別紙3参照）。国としてもこれらの認定・認証制度の意義を高く評価しているところですが、利用者には必ずしも十分に周知されていない状況と認識しております。利用者としても、これらの優良認定・認証制度を活用し、優良事業者を積極的に選択・利用することが「安全・安心」につながるだけでなく、社会的責任を果たすこととなると考えます。

このような観点に立って、今般、北海道運輸局といたしましては、利用者に対して、優良事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、関連する情報を提供することにより、優良事業者の選択を容易にし、その積極的な利用を促進していくこととしました。これにより、運輸事業者においても「安全・安心の確保」に向けた意識が一層高まり、より良質な運輸サービスの提供に寄与するものと期待されます。この取組は、運輸事業者、利用者及び国が三位一体となって「安全・安心な社会」の実現に向けそれぞれの社会的責任を果たす上で、大きな意義を持つものと考えます。

つきましては、（別添）の各制度の趣旨を御理解いただき、当該優良運輸事業者の利用を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。また、併せて機関誌や広報誌等を通じて関係者の皆様に幅広く周知していただきますよう、よろしくお願いいたします（周知文例を末尾に添付します）。

*なお、優良事業者につきましては当運輸局ホームページにおきましても情報提供しております（本依頼文の内容についてもホームページに掲載しております）。

「北海道運輸局」で検索し、トップページから「優良事業者等認定・認証制度」のバナーをクリックして下さい。（<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/topdata/yuuryou.pdf>）

（問い合わせ先）

北海道運輸局交通環境部消費者行政・情報課 野崎・深尾
電話 011-290-2725